

公害診療における「データ提出加算」の取扱いについて

公害認定患者様の診療等につきましては、日頃からご尽力をいただきまして深く感謝申し上げます。

標記の件につきまして、環境省に確認しましたところ、「データ提出加算」は厚生労働省が実施する外来医療等調査へのデータ作成・提出を評価するための点数であるため、公害診療報酬においては算定不可とのことでした。

つきましては、今後は公害診療報酬の請求に当該加算を含めないようお願い申し上げます。なお、レセプトに当該加算が含まれていた場合は査定となりますので、ご了承ください。

《公害診療の対象とならない加算》

医科：●データ提出加算（外来、在宅、入院）

板橋区保健所 予防対策課 管理・公害保健係

電話 03-3579-2303